

令和6年度

公の施設の指定管理者監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 159 号
令 和 7 年 3 月 27 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

公の施設の指定管理者監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和6年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる公の施設の指定管理者に対する主として令和5年度の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する指定管理業務に係る所管部署を監査の対象としました。

また、有料公園8施設の内、多数の有料施設を有する「駒ヶ谷運動公園」を監査の対象として選定しました。

(1) 公の施設の名称：有料公園（駒ヶ谷運動公園）

(2) 指定管理者：P & S 三田コンソーシアム

（代表団体：神姫バス株式会社）

(3) 所管部署：都市整備部公園みどり課

第3 監査の目的と範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨に沿い、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 指定及び基本協定が適切になされないリスク	(所管部署関係) ア 指定管理者の指定及び基本協定の締結は、関係法令等及び三田市指定管理者制度事務手引き（公共施設マネジメント推進課 平成31年3月改正）に基づき適正・公正に行われているか。 イ 基本協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(2) 所管部署において公の施設の設置者としての責任が十分に果たされないリスク	(所管部署関係) ア 年度協定及び変更協定の締結並びに支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。 イ 指定管理者に対する監督・指導は適切に行われているか。 ウ 指定管理者制度モニタリング実施マニュアル【改訂版】（公共施設マネジメント推進課 令和4年2月）に基づきモニタリングを適切に実施しているか。

<p>(3) 指定管理者による公の施設の管理が適切になされないリスク</p>	<p>(指定管理者関係) ア 施設は関係法令等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 イ 基本協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 ウ 利用料金又は使用料の取扱いは適正に行われているか。 エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。 カ 市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。 キ 自主事業等を実施する場合は、基本協定等に基づき適正に実施されているか。 ク その他</p>
--	---

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員（所管部署及び指定管理者）からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和6年11月29日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 駒ヶ谷運動公園

(1) 指定管理者

名 称：P & S 三田コンソーシアム
兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
代表団体：神姫バス株式会社
構成団体：株式会社東急コミュニティー、株式会社エスエスケイ、
関西造園土木株式会社、神姫トラストホープ株式会社
指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(2) 施設の概要及び利用状況

ア 施設の概要

- (ア) 名 称 駒ヶ谷運動公園
(イ) 所在地 三田市ゆりのき台 1 丁目 44 番
(ウ) 概 要
- ・ 供用開始 平成 6 年 11 月一部供用開始
平成 13 年 4 月全面供用開始
 - ・ 面 積 13.90 h a
 - ・ 有料施設 多目的広場、野球場、テニスコート、体育館、付帯施設
 - ・ その他施設 展望の丘、幼児広場（噴水施設）、遊具広場

イ 有料施設の利用状況（令和 5 年度実績）

- (ア) 利用件数： 34,109 件
(イ) 利用人数： 253,601 人
(ウ) 有料施設の利用料等収入： 44,836,160 円
[利用料収入の内訳]
- ・ 施設利用に係る収入 41,488,050 円
 - ・ 自主事業等に係る収入 3,205,950 円
 - ・ シャワー代等雑収入 142,160 円

(3) 指定管理者が行う業務の範囲（令和 5 年 3 月 29 日締結の三田市有料公園指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）による。）

- (ア) 公園施設の利用に関する業務
(イ) 公園施設の管理運営に関する業務
(ウ) 急病等衛生管理、防犯・防火及び災害時等に関する業務
(エ) 建物、設備等の維持管理に関する業務
(オ) 生涯スポーツの推進及び利用者サービスに関する業務等

- (カ) その他管理運営上必要な業務（インボイス制度への対応を含む）
- (キ) 都市公園の設置目的を達成するため三田市が必要と認める業務

- (4) 指定管理者の収入として認められたもの
 - ア 有料施設に係る利用料金収入
 - イ 指定管理者が企画実施する自主事業等収入
 - ウ その他雑収入（シャワー代、コピー代等）

2 有料公園の状況

(1) 有料公園

城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園 計8公園

(2) 指定管理料の状況

（単位：千円）

令和5年度	令和4年度	令和3年度
113,300	※122,745	※112,434

※＝前指定管理者への指定管理料

(3) 施設全体の利用状況

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	52,685件	51,167件	48,683件
利用人数	508,828人	649,246人	594,883人
有料施設稼働率	35%	32%	34%

※有料施設稼働率＝利用時間÷利用可能時間

3 指摘事項

次に掲げる事項については、速やかに、改善等に向けた取組みを行ってください。また、指定管理者に対する指摘事項についても、改善等に向けた取組みが行われるよう指導してください。

(1) 指定管理者

- ア 基本協定書第21条において、管理業務の実施にあたり作成し、又は取得した文書等に対する基準をあらかじめ発注者と協議し、同意を得た管理基準に基づき文書等を管理しなければならないとされているところ、管理基準に対する協議及び同意を得ないまま文書等が管理されていました。

イ 「三田市有料公園指定管理者 令和5年度 年度協定書」第4条において、指定管理料の支払いは年4回とし、支払期日が設定されているものの、請求行為の遅延により、支払期日を超えて支払されているものがありました。

(2) 所管部署及び指定管理者

ア 利用料金の設定は、基本協定書第8条第1項において、三田市都市公園条例別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ることとされているところ、承認手続がされていませんでした。

4 意見事項

(1) 指定管理者における収入確保に向けた取組みについて

指定管理者が管理している有料公園の収支状況について調査を行ったところ、指定管理者自らが計画し実施する「自主事業収入」において、令和5年度の当初計画と実績を比較すると、実績が計画より約2,000万円超減少していることが判明しました。

令和5年度は、現指定管理者が本管理業務を開始した初年度であったため、当初計画していた自主事業の一部において、講師や準備期間の確保等が困難となったことから、実施を見送ったものであるとの回答を得たところです。

指定管理者の収入は、発注者が支払う指定管理料や、有料施設の利用料収入が主なものであり、これら収入は年度ごとに大きな変動は考えにくいものの、自主事業は実施内容によって収入額が変動するものと想定されます。

については、指定管理者が良好な経営を行っていくためには、独自の自主財源である自主事業収入を確保することは重要であることから、発注者が必要に応じて指導・助言等を行い、健全な有料公園の運営が行われるよう取り組んでください。

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		6	101
監査結果報告日	令和7年3月27日 監査結果報告		
対象監査	令和6年度公の施設の指定管理者監査		
対象部署等	定期監査実施時：都市整備部公園みどり課 改善措置通知時：都市整備部管理課		
施設名	有料公園		
指摘事項	<p>[所管部署における指摘内容]</p> <p>(1)基本協定書第21条において、管理業務の実施にあたり作成し、又は取得した文書等に対する基準をあらかじめ発注者と協議し、同意を得た管理基準に基づき文書等を管理しなければならないとされているところ、管理基準に対する協議及び同意を得ないまま文書等が管理されていました。</p> <p>(2)「三田市有料公園指定管理者 令和5年度 年度協定書」第4条において、指定管理料の支払いは年4回とし、支払期日が設定されているものの、請求行為の遅延により、支払期日を超えて支払されているものがありました。</p>		
改善措置通知日	令和7年4月10日 改善措置通知		
改善措置内容	<p>(1)文書管理基準については、速やかに指定管理者と協議を行い、市の同意のもと管理業務の実施を行います。</p> <p>(2)指定管理料の支払いについて、請求漏れが起こらないよう管理課、指定管理者双方でスケジュール管理を徹底します。</p>		
改善措置公表日	令和7年4月28日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		6	102
監査結果報告日	令和7年3月27日 監査結果報告		
対象監査	令和6年度公の施設の指定管理者監査		
対象部署等	定期監査実施時：都市整備部公園みどり課 改善措置通知時：都市整備部管理課		
施設名	有料公園		
指摘事項	[所管部署及び指定管理者における指摘内容] 利用料金の設定は、基本協定書第8条第1項において、三田市都市公園条例別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ることとされているところ、承認手続きがされていませんでした。		
改善措置通知日	令和7年4月10日 改善措置通知		
改善措置内容	これまで、年度計画書のみの確認であったが、別途指定管理者からの承認手続きを行うよう、令和7年度より改善します。		
改善措置公表日	令和7年4月28日 改善措置公表		

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。